

編集委員会委員

縄田 正 | NAWATA, Tadashi

国土交通省道路局企画課道路経済調査室長

平成18年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき平成19年中に策定されることとなった道路整備の中期計画案の作成を担当している。この計画の作成過程では、多様な手段を活用して誰でも意見が言える環境を整備し、国民各層の意見を全国的に幅広く、繰り返し聞きながら作成することを基本方針としている。具体的には、重点的に行うべき道路施策について一般の国民に問いかけるため、80万部のアンケート用紙の配布やホームページの開設を行い、さらに全ての都道府県知事、市町村長への意見紹介、全国4,000人余の有識者の方々へのインタビューなどを実施しているが、この業務を進めるにあたって、「広く国民の意見を聞く」、いわゆる「意見把握」という行政行為が、私自身が入省した当時と比べて大きく変わってきていることを痛感せざるを得ない。特に現場での業務経験から、この「意見把握」の変遷を振り返り、今後の行政のあり方について思うところを述べてみたい。

私が初めて現場で「意見把握」を経験したのは昭和58年、旧建設省に入省直後の道路工事事務所一般職員時代である。数キロのバイパス計画を都市計画決定するため、5千分の一程度の計画平面図をもとに事前説明を地元の関係者に行い、了解をいただくという仕事であった。この時の説明対象者は道路予定地に土地がかかる可能性がある地権者の方々のみであった。当時は道路網全体の計画は県や市町村の首長や担当部局と調整しておけば、後は地権者の方々がおすなわち地元の関係者という整理であった。道路整備に反対する人はほとんど居ないため、交渉は用地補償の内容が中心だったという背景もある。事業の必要性や考え方についての質問はほとんど無く、行政サイドからの情報提供は最小限で済ませることが仕事を早く進めるコツだと上司に教えて頂いたのを覚えている。

本省勤務を経て次に現場に出たのは6年後の平成元年、事務所の課長としてである。この頃になると「意見把握」の対象者の範囲は格段に広がっていた。例えば道路計画地にかかる町内会の全世帯に説明会の開催案内を行うように配慮し始めていたため、多数の方々が説明会に出席するようになっていた。依然として用地補償に対する関心は強いが、道路の計画内容や必要性の質問が出る場面もあり、将来交通量推計値などのデータをもとに説明を行う場面が増えていた。この変化は、大規模な事業に限定されていたものの、供用目標や将来交通量の公表が前提となる環境影響評価の手続きが昭和59年から行政措置として位置づけられたことが現場の業務に大きな影響を与えた結果であると考えている。

7年後の平成8年に事務所長として赴任した時はさらに大きな流れができていた。特に平成8年5月には道路審議会基本政策部会で「キックオフ・レポート」が刊行され、新たな道路整備計画に対する意見を広く国民に公募した。事務所においても管内道路の将来整備構想を新聞一面広告で公表し、意見を求めたり、ラジオ番組に出演してPRを試みた。環境影響評価は既に法制化が決まっており、個別事業の構想段階から広く意見を聞くPI(パブリック・インボルブメント)も試行的に行った。特に交差点改良や横断歩道施設などの生活に密着した事業については、事業実施前にアンケートを実施するとともに、利用者代表(町内会長、小中学校の先生など)に参加して頂いた懇談会による意見把握も試みた。これらの手続きは一定の評価を頂いたが、一方で様々な具体的要望に対応できない場合も多く、返って不満を持たれる場合もあるのではないかと不安も付いてまわったことを覚えている。

一方、本省では昭和62年の係長当時、審議会が唯一の第3者機関であり、国民への説明は国会審議を通して行うという閉鎖的なスタンスから平成14年に「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」を策定するに至るまで、意見把握の手法や対象は大幅に充実してきている。昨今では、料金割引など新たな施策展開時にはPIを行うことが前提となっている。

このようなPIなどの「意見把握」の充実、権利問題や環境問題など事業環境が厳しさを増す中で、説明責任を果たすとともに、事業の早い段階から合意形成を行うことによって、結果的に事業が円滑に進むことを期待した施策でもあったが、実際の現場では数多くの提案が示され、個々の説明に多大な時間を要する場合も少なくないため、より簡素な手続きを望む意見が行政サイドから寄せられているのも事実である。しかしながら、これらの手続きを丁寧に行うことによって、事業の透明性を向上させるとともに国民と行政との間に一定の緊張感を持ち続け、施策内容が国民の実感と乖離してしまわないように努めることは、行政に求められている重要な要素であると考えている。さらにこの取り組みを現場で確実に進めるためには、行政手続きとして制度化することが重要である。残念ながら、「手間がかかって出来る限り避けたい業務」は、制度化しないと定着しないという実態があるからである。その際、現場の対応が不十分とならないよう、組織人員の充実も含めて様々な工夫を加えていくことも必要となろう。いずれにしても「意見把握」は、行政を実施していくうえで、より重要な業務となっていくことは間違いないと考えている。

この号の目次へ <http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/no37.html>